

10 小兒医療

小児医療の医療連携体制



中核病院小児科 (小児三次医療)

【目標】

- より高度な専門入院医療
- 小児の救命救急医療を24時間

【医療機関に求められる事項】

- 紹介患者や救急搬送患者を中心
- 他の医療機関では対応が困難な
- NICUの機能を有する
- 小児集中治療室（PICU）を

重篤な患者・高度な専門

地域小児科センター (小児二次医療)

【目標】

- 小児入院医療・小児救急医療を実施

【主な医療機関】

- 各圏域で単独又は複数で各圏域の小児救急入院医療を実施する病院

【医療機関】

- 小児二
- 入院を
- 間365
- 一般小
- 児を
- 高度専
- 家族に

入院又はより専門的かつ緊急な診療を要する場

一般小児医療（小児初期医療）

地域振興小児科

【目標】

- 地域に必要な一般小児医療や軽症患者の小児入院医療を実施

【主な医療機関】

- 地域の公的病院又は軽症患者の小児入院医療が可能な病院

【医療機関に求められる】

- 一般的な小児医療に必
- 専門的外来医療や軽症
- 一般小児科や地域小児
- 求められる小児医療を担う
- 家族に対する精神的サ

一般小児科

【目標】

- 地域に必要な一般小児医療を実施

【医療機関に求められる事項】

- 一般的な小児医療に必要な診断・検査・治療を実施
- 慢性疾患の急変時に対応可能な医療機関と連携
- 専門医療を担う地域の病院と連携
- 家族に対する精神的サポート等の支援

【主な医療機関】

- 小児科を標榜する医療機関

休日

【目標】 ■小児初期救

【医療機関に求められる】

- 休日・夜間における
- 入院等を要する場合
- 地域の開業医等が、

【主な医療機関】 ■

発症

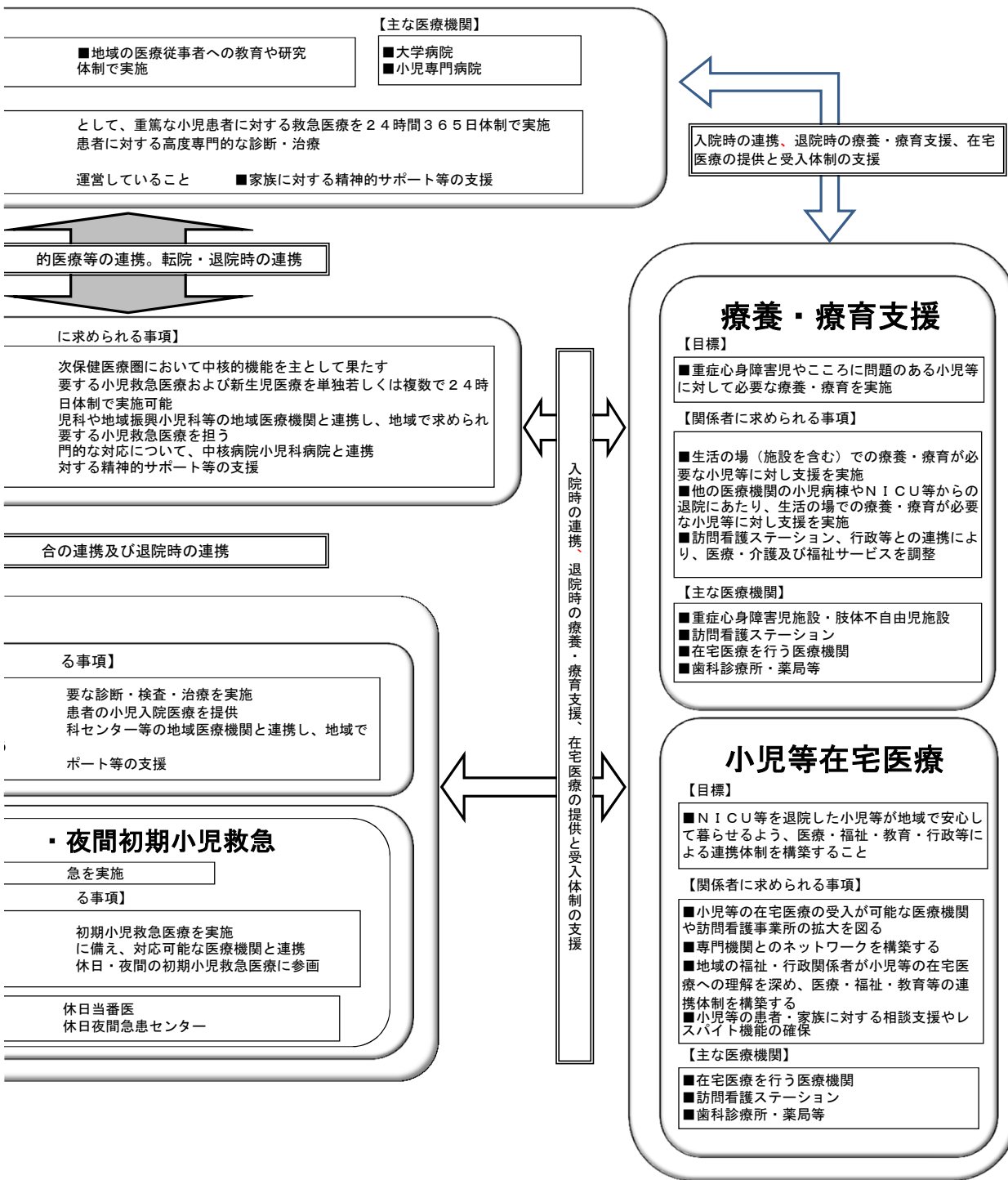
相談支援

【目標】 ■子どもの急病時の対応等を支援

【関係者に求められる事項】

- (家族等周囲にいる者) ■必要に応じ#8000等を活用
- (消防機関等) ■適切な医療機関へ速やかに搬送する
- (行政機関) ■休日・夜間の子どもの急病等の相談体制(#8000)を確保
- 急病時の対応等について受療行動の啓発

時間の流れ



10 小児医療

【現状と課題】

(1) 概況

ア 小児の疾病

人口10万対の小児（0歳から14歳までを指す。以下同じ。）患者数（推計）について、入院は全国を下回っていますが、外来は大きく上回っています。

小児患者数・受療率

区分	患者数		受療率（人口10万対）	
	群馬県	全国	群馬県	全国
入院	500人	29,400人	439	449
外来	15,600人	789,700人	12,947	10,819
計	16,100人	819,100人	—	—

患者数 [資料] 厚生労働省「患者調査（平成23年）」

※調査日当日に、病院、一般診療所、歯科診療所で受療した患者の推計数

受療率 [資料] 厚生労働省「患者調査（平成23年）」

※受療率＝推計患者数／推計人口×100,000

イ 小児の死亡の状況

本県における小児の死亡の状況を見ると、新生児及び0～4歳の小児の死亡率が全国より高くなっています。

小児の死亡者数

区分		死亡人数（人）		死亡率		備考
		群馬県	全国	群馬県	全国	
新生児	生後4週未満	23	1,065	1.5	1.0	（出生千対）
小児	0～4歳	56	3,176	69.2	60.8	（人口10万対）
	5～9歳	7	497	7.9	9.3	
	10～14歳	6	508	6.2	8.7	
	計	69	4,182	—	—	

新生児 [資料] 厚生労働省「人口動態調査（平成24年）」

小児 [資料] 群馬県「人口動態調査（平成24年）」

ウ 小児医療に関わる医師の状況

平成20年度から24年度における県内の小児科医師数は269人から284人に5.6%増加しており、このうち病院勤務医師数は126人から144人に14.3%増加

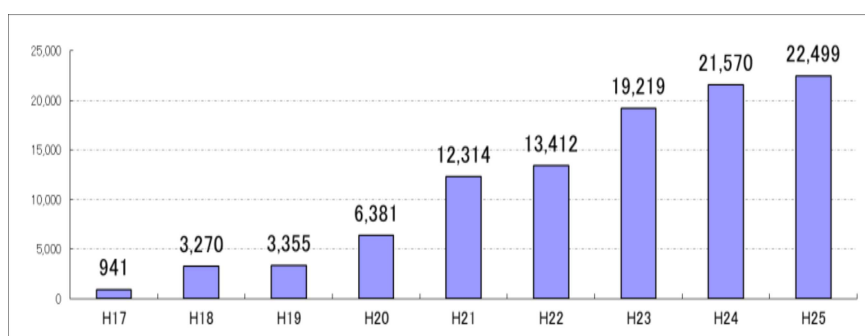
しています。^{注1}

平成20年度から25年度における小児救急医療支援事業（輪番体制による休日・夜間の小児二次救急医療）参加病院及び高度小児医療病院の常勤医師数は、91人から92人となっており、このうち当直が可能な医師数は75人から71人となっています。^{注2}

（2） 相談支援等

- ① 休日・夜間における小児の受診については、軽症患者も多く、本来、救急対応しなければならない重症患者への対応が遅れることが懸念されています。
- ② 休日・夜間における小児急病時の保護者の不安解消等のため、平成17年度に導入した小児救急電話相談事業（＃8000）の相談件数は、年々増加しています。一方、小児救急医療支援事業の患者数は減少しており、病院勤務医の負担軽減につながっています。
- ③ 小児救急電話相談事業（＃8000）は、相談・助言体制の充実を図るため、相談時間の延長や回線の増設等を行っています。

小児救急電話相談事業（＃8000）相談件数



※平成17年6月から事業開始（県立小児医療センターで実施、月～金8時30分→22時）

※平成19年4月から専門業者に外部委託（月～土19時→22時、日祝年末年始9時→22時）

※平成21年2月から相談時間を延長（22時→24時）し、回線を増設（1回線→2回線）

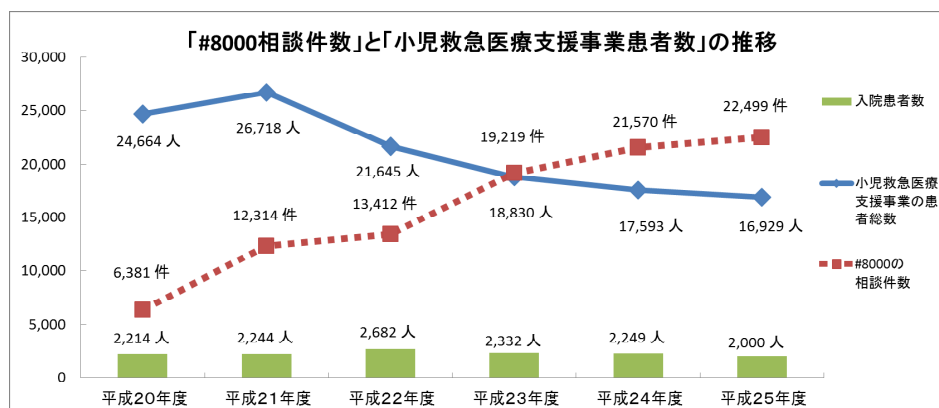
※平成23年4月から相談時間を延長（月～土18時→翌朝8時、日祝年末年始9時→翌朝8時）

〔資料〕群馬県「群馬県小児救急電話相談事業実績」

注1 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

注2 群馬県「医療施設機能調査」

小児救急電話相談事業（＃８０００）と小児救急医療支援事業の実績比較



〔資料〕群馬県「群馬県小児救急電話相談事業実績」

〔資料〕群馬県「群馬県小児救急医療支援事業実績」

- ④ 休日・夜間の救急外来への受診について適切な助言を行うことで保護者の不安を解消するとともに、保護者に対する啓発等により、緊急を要しない受診を減らすことが必要となっています。

（３） 一般小児医療（小児初期医療）

ア 一般小児科

小児科を標榜している医療機関は減少傾向にあり、全国の推移と比較すると本県の病院の減少率は高く、診療所は緩やかな減少となっています。

小児科標榜医療機関数

区分		H14	H17	H20	H23	推移 (H14 → H23)
病院	全国	3,359	3,154	2,905	2,745	▲ 614 (▲ 18.3%)
	群馬県	55	49	45	40	▲ 15 (▲ 27.3%)
診療所	全国	31,138	30,799	27,914	25,375	▲ 5,763 (▲ 18.5%)
	群馬県	550	564	547	494	▲ 56 (▲ 10.2%)

〔資料〕厚生労働省「医療施設（静態）調査」

イ 休日・夜間初期小児救急

- ① 初期救急医療体制として、休日夜間急患センターが県内には9施設が設置されています。
- ② 地域医師会による在宅当番医制（12地区）が構築されています。
- ③ 休日夜間診療を365日実施している休日夜間急患センターは3施設となっており、すべての休日夜間急患センターで365日の休日・夜間診療が課題となっています。

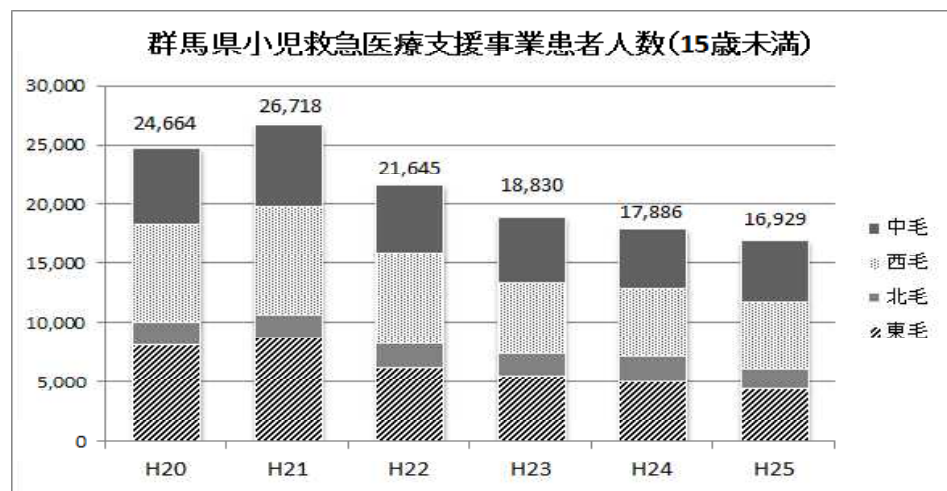
ウ 地域振興小児科

地域の公的病院など、地域に必要な一般小児医療や軽症患者の小児入院医療を

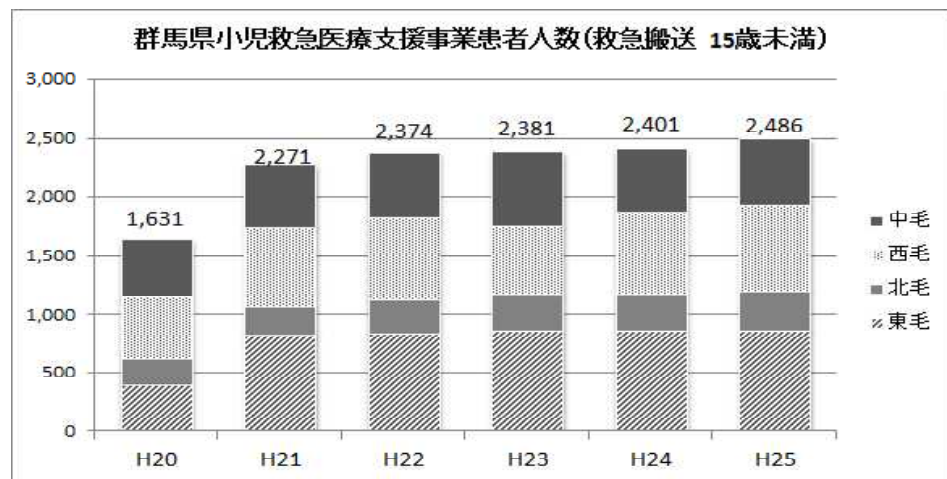
実施する医療機関である地域振興小児科は、県内に 11 病院あります。^{注1}

(4) 地域小児科センター（小児二次医療）

- ① 小児救急医療支援事業により、県内 4 ブロック（中毛、西毛、北毛、東毛）において、各ブロック内での輪番制方式による 24 時間 365 日の体制が構築されています。
- ② 平成 20 年度から 25 年度における小児救急医療支援事業参加の 13 病院の常勤医師数は、79 人から 69 人となっており、このうち当直が可能な医師数は 66 人から 58 人となっています。^{注2}
- ③ 小児救急医療支援事業（休日・夜間）における患者数は年々減少傾向にありますが、救急搬送患者数は緩やかな増加傾向にあります。^{注3}



[資料] 群馬県「群馬県小児救急医療支援事業実績」



[資料] 群馬県「群馬県小児救急医療支援事業実績」

注 1 群馬県「医療施設機能調査（平成 25 年度）」

注 2 群馬県「医療施設機能調査」

注 3 群馬県「群馬県小児救急医療支援事業実績」

- ④ 小児救急医療支援事業において、県外患者の占める割合は8.7%（平成20年度）から10.0%（平成25年度）となっています。
- ⑤ 当直を担える医師数が減少する中、24時間365日の輪番体制を維持し、空白を生じさせないことが課題となっています。
- ⑥ 当直が可能な病院勤務医師の確保や適正受診の促進等により、当直医の負担軽減が必要となっています。

（5） 中核病院小児科（小児三次医療）

- ① 本県の小児三次救急医療については、群馬大学医学部附属病院及び群馬県立小児医療センターで担っています。
- ② 高度な入院医療を提供するNICU（新生児集中治療室（診療報酬上の届出をしたもの））は4病院（42床）^{注1}、PICU（小児集中治療室）は群馬県立小児医療センター（8床）に整備されています。
- ③ 広範囲の症状や重篤な小児患者に対する救急医療の24時間365日体制を維持することが課題となっています。
- ④ 小児病棟やNICU等から退院する際の支援や、生活の場（施設を含む。）での療養・療育が必要な小児等に対する支援が必要となっています。

（6） 療養・療育支援

- ① 県内5施設において、重症心身障害児や肢体不自由児への療養・療育支援を実施しています。
- ② 重度障害や傷病により療養・療育が必要な小児等がスムーズに療養・療育へ移行できる環境整備が必要となっています。
- ③ 重症心身障害児等に係る医療提供体制の充実を図るため、必要な病床の整備が求められています。

（7） 小児等在宅医療

- ① 在宅で療養している重症心身障害児（者）の登録人数は、本県では381人となっています。^{注2}
- ② 経管栄養や口腔・鼻腔内吸引等の医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒の数は、県内では132人となっています。^{注3}

注1 群馬県「医療施設機能調査（平成25年度）」

注2 群馬県中央児童相談所（北部支所を含む）・西部児童相談所・東部児童相談所「事業概要（平成25年事業実績）（平成26年版）」

注3 群馬県教育委員会調べ（平成26年5月1日現在）

※ 特別支援学校在籍の実人員数

- ③ 県内の小児等の在宅医療に対応できる医療機関は93施設となっています。^{注1}
- ④ 小児等の在宅医療の提供が可能な医療機関や訪問看護事業所の拡大を図ることが必要となっています。
- ⑤ 患者・家族に対して、電話相談等による個々のニーズに応じた支援が必要となっています。
- ⑥ 小児等の在宅医療について、県内医療機関等の理解の促進や患者・家族等の負担軽減を図ることが必要となっています。

【求められる医療機能】

(1) 各医療段階ごとの医療機能

ア 相談支援の機能【相談支援等】

① 目標

- ・ 子どもの急病・慢性疾患の対応等を支援すること
- ・ 不慮の事故等の救急の対応が必要な場合に、救急蘇生法等を実施すること

② 関係者に求められる事項

(家族等周囲にいる者)

- ・ 必要に応じ小児救急電話相談事業等を活用すること
- ・ 不慮の事故の原因となるリスクを可能な限り取り除くこと
- ・ 急病時の対処法等の適切な処置を実施すること

(消防機関等)

- ・ 不慮の事故予防や心肺蘇生法に対する必要な知識を家族等に対し指導すること
- ・ 急性期医療を担う医療機関へ速やかに搬送すること
- ・ 統合型医療情報システムを活用し、適切な医療機関へ速やかに搬送すること

(行政機関)

- ・ 休日・夜間等に子どもの急病等に関する相談体制を確保すること（小児救急電話相談事業）
- ・ 急病時の対応等について適切な受療行動の啓発を実施すること
- ・ 慢性疾患の診療やこころのケアが必要な児童及びその家族に対し、地域の医療福祉サービス等について情報を提供すること

イ 一般小児医療（小児初期医療）

地域において、日常的な小児医療を実施する。

注1 群馬県「群馬県小児等在宅医療『病院・診療所・訪問看護事業所』リスト（平成25年度）」※掲載に同意を得た医療機関

(ア) 一般小児医療を担う機能【一般小児科】

① 目標

- ・ 地域に必要な一般小児医療を実施すること

② 医療機関に求められる事項

- ・ 一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療を実施すること
- ・ 慢性疾患の急変時に備え、対応可能な医療機関と連携していること
- ・ 専門医療を担う地域の病院と診療情報や治療計画を共有するなどして連携していること
- ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

③ 医療機関の例

- ・ 小児科を標榜する医療機関

(イ) 休日・夜間の小児初期医療を担う機能【休日・夜間初期小児救急】

① 目標

- ・ 休日・夜間の小児初期医療を実施すること

② 医療機関に求められる事項

- ・ 休日夜間急患センター等における365日の小児初期救急医療を提供すること
- ・ 休日・夜間に入院等を要する場合に備え、対応可能な医療機関と連携すること
- ・ 地域で小児医療に従事する開業医等が、自院や病院の開放施設（オープン制度）、休日夜間急患センター等において、休日・夜間の初期小児救急医療に参画すること

③ 医療機関の例

- ・ 在宅当番医制に参加している診療所、休日夜間急患センター

(ウ) 地域に必要な一般小児医療や、軽症患者の入院医療を担う機能【地域振興小児科】

① 目標

- ・ 地域に必要な一般小児医療や、軽症患者の入院医療を実施すること

② 医療機関に求められる事項

- ・ 一般的な小児医療に必要な診断・検査・治療を実施すること
- ・ 専門的外来医療や軽症患者の入院医療が実施可能であること
- ・ 一般小児科や地域小児科センター等の地域医療機関と連携し、地域で求められる小児医療を担うこと
- ・ 公的病院における地域の小児医療を担うこと
- ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

③ 医療機関の例

- ・ 地域の公的病院又は入院可能な病院

ウ 入院を要する救急医療を担う機能【地域小児科センター（小児二次医療）】

小児二次医療圏において中核的な小児医療を実施する。

① 目標

- ・ 一般の小児医療を行う医療機関では対応が困難な患者に対する医療を実施すること
- ・ 小児入院医療を実施すること
- ・ 入院を要する小児救急医療を24時間体制で実施すること

② 医療機関に求められる事項

- ・ 入院が必要となるような重症の小児患者に対して、複数施設で連携して24時間365日空白日を生じさせないことにより、確実に受け入れる体制づくりをすること
- ・ 各地域の一般小児医療、地域小児科センター、中核病院小児科、医師会、消防、行政による連携体制を構築すること
- ・ 一般小児科や休日夜間初期小児救急、地域振興小児科の地域医療機関と連携し、地域で求められる小児医療を担うこと
- ・ より高度な医療を必要とする患者への対応として、中核病院小児科と連携すること
- ・ 療養・療育支援を担う施設と連携していること
- ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

③ 医療機関の例

- ・ 各圏域単独又は複数で各圏域の小児救急入院医療を実施する病院

エ 高度な小児専門医療や小児の救命救急医療を担う機能【中核病院小児科（小児三次医療）】

① 目標

- ・ 地域小児科センターでは対応が困難な患者に対する高度な専門入院医療を実施すること
- ・ 小児の救命救急医療を24時間体制で実施すること
- ・ 当該地域における医療従事者への教育や研究を実施すること

② 医療機関に求められる事項

- ・ 広範囲の臓器専門医療を含め、地域振興小児科や地域小児科センターでは対応が困難な患者に対する高度専門的な診断・検査・治療を実施すること
- ・ 地域振興小児科や地域小児科センターからの紹介患者や救急搬送による患者を中心として、重篤な小児患者に対する救急医療を24時間365日体制で実施すること
- ・ 診療報酬上の施設基準に適合するNICUの機能を有すること
- ・ PICUを運営すること
- ・ 小児病棟やNICU等から退院する際に、療養・療育支援を担う施設と連携すること
- ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

③ 医療機関の例

- ・ 大学医学部附属病院
- ・ 小児医療センター

オ 療養・療育支援を担う機能【療養・療育支援】

① 目標

- ・ 重症心身障害児やこころに問題のある小児等に対して、必要な療養・療育を実施すること
- ・ 在宅で療養する小児等に訪問看護を実施すること

② 医療機関等に求められる事項

- ・ 重症心身障害児等に係る必要な病床数の整備をすること
- ・ 医療型障害児入所施設であること
- ・ 他の医療機関の小児病棟やNICU等から退院後、生活の場（施設を含む）での療養・療育が必要な小児等に対し支援を実施すること
- ・ 訪問看護ステーション、行政等との連携により、医療、介護及び福祉サービス（レスパイトを含む）を調整すること
- ・ 重症心身障害児施設等、自宅以外の生活の場を含めた在宅医療を実施すること
- ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること
- ・ 在宅医療をサポートするための医療機関と薬局が連携していること
- ・ 歯科診療所による口腔ケアのサポートを受けること

③ 医療機関等の例

- ・ 重症心身障害児施設
- ・ 肢体不自由児施設
- ・ 訪問看護ステーション
- ・ 在宅医療を行っている医療機関
- ・ 歯科診療所・薬局等

カ 小児等の在宅医療を担う機能【小児等在宅医療】

① 目標

- ・ NICUを退院した小児等が地域で安心して暮らせるよう、医療・福祉・教育・行政等の関係者による連携体制を構築すること

② 関係者に求められる事項

- ・ 小児等の在宅医療の受入れが可能な医療機関や訪問看護事業所の拡大を図るとともに、専門機関とのネットワークを構築すること
- ・ 地域の医療・福祉・教育・行政関係者が小児等の在宅医療への理解を深め、連携を図ること
- ・ 小児等の患者・家族に対する相談支援やレスパイト機能の確保を図ること

③ 医療機関等の例

- ・ 在宅医療を行っている医療機関

- ・ 訪問看護ステーション
- ・ 歯科診療所・薬局等

(2) 医療機関の掲載基準

■基準1 一般小児医療（小児初期医療）

地域において日常的な小児医療を実施する医療機関として、以下の基準に合致し、掲載の同意を得た医療機関であること

ア 一般小児科

小児科を標榜している医療機関

イ 休日・夜間初期小児救急

在宅当番医制に参加している診療所又は休日夜間急患センター

ウ 地域振興小児科

小児医療を実施する医療機関として日本小児科学会の「地域振興小児科」を参考にし、以下の基準に合致した病院であること

- ① 常勤又は非常勤の小児科医師が診療を実施している病院
- ② 小児科を標榜する地域の公的病院、又は軽症患者の小児入院医療が実施可能である病院

■基準2 地域小児科センター（小児二次医療）

小児二次医療圏において中核的な小児医療を実施する医療機関として日本小児科学会の「地域小児科センター」に相当し、以下の基準に合致し、掲載の同意を得た病院であること

- ① 小児救急医療支援事業に参加している病院
- ② 小児救急医療及び新生児医療を単独若しくは複数で24時間365日体制で実施可能である病院

■基準3 【中核病院小児科】（小児三次医療）

三次医療圏において中核的な小児医療を実施する医療機関として日本小児科学会の「中核病院小児科」に相当し、以下の基準に合致し、掲載の同意を得た病院であること

- ① 小児三次救急病院として、その他の医療機関では対応が困難な小児疾患について、高度な診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療を行っていること
- ② 診療報酬上の施設基準に適合するNICUの機能を有すること
- ③ 必要に応じてPICUを運営していること
- ④ 他の医療機関からの紹介患者や救急搬送による患者を中心として、重篤な小児患者に対する救急医療を24時間365日体制で実施していること

■基準4 【療養・療育支援】

医療型障害児入所施設のうち、以下の基準に合致し、掲載の同意を得た病院で

あること

- ① 重症心身障害児施設
- ② 肢体不自由児施設

■基準5 【小児等在宅医療】

小児等在宅医療に対応できる医療機関、訪問看護ステーション等

【対策】

(1) 相談支援等

- ① 小児救急電話相談事業（#8000）を継続して実施するとともに、啓発を行います（広報媒体、チラシやパンフレットの配布など）。
- ② 休日や夜間の子どもの急病時の対処法や適切な受診先などについて、保護者に対する啓発パンフレットの配布や小児科医師による保護者講習会等を実施します。

(2) 一般小児医療（小児初期医療）

- ① 適正受診の推進や、小児初期救急導入促進事業による休日夜間急患センターの運営支援を実施します。
- ② 内科医師等の小児救急への参画を促進するため、小児救急地域医師研修を実施します。
- ③ 医師確保修学研修資金貸与やレジデントサポート推進事業^{注1}等により、県内小児科医の育成と確保を図ります。
- ④ 群馬県地域医療支援センターが実施する若手医師のキャリア形成支援と一体的に医師確保対策を推進し、医師の県内定着や地域偏在解消に努めます。
- ⑤ 女性医師の働きやすい環境づくりを推進するため、院内保育所の整備・運営への支援や保育サポーターバンクの実施を支援します。

(3) 地域小児科センター（小児二次医療）

- ① 県内4ブロックに地域小児救急医療対策協議会を設置し、関係機関が連携を図ることにより、地域小児科センター（小児二次医療）の支援体制を整備します。
- ② 小児救急医療支援事業を継続実施し、休日・夜間の小児二次救急医療の運営を支援します。
- ③ 小児救急電話相談事業（#8000）や保護者講習会、広報啓発による適正受診の推進、小児初期救急導入促進事業による初期救急の充実により、二次救急病院の負担軽減を図ります。
- ④ 医師確保修学研修資金貸与やレジデントサポート推進事業等により、県内小児科医師の育成と確保を図ります。

注1 臨床研修医の確保や研修の充実を図るための各種セミナー等の事業

- ⑤ 群馬県地域医療支援センターが実施する若手医師のキャリア形成支援と一体的に医師確保対策を推進し、医師の県内定着や地域偏在解消に努めます。
- ⑥ 女性医師の働きやすい環境づくりを推進するため、院内保育所の整備・運営への支援や保育サポーターバンクの実施を支援します。

(4) 中核病院小児科（小児三次医療）

- ① 小児救急医療支援事業など（1）から（3）の対策を講ずることにより、中核病院小児科の医療機関が、その機能の発揮に専念できるよう、環境整備（相談支援から地域小児科センターまでの各支援）を図ります。
- ② 小児等在宅医療連携拠点事業を実施し、在宅療養に移行する小児等やその家族を支援します。
- ③ 新生児・小児死亡率の減少を図るため、小児三次医療の充実を図ります。

(5) 療養・療育支援

- ① 小児病棟やNICU等で療養中の重症心身障害児等が生活の場で療養・療育できるよう、医療、介護及び福祉サービスが相互に連携した支援を実施します。
- ② 小児等在宅医療連携拠点事業等により、障害児等や家族に対する支援体制を整備します。

(6) 小児等在宅医療の推進

- ① 市町村等の行政、地域の医療・福祉・教育関係者等による協議の場を定期的に開催し、小児等の在宅医療に係る連携体制を構築します。
- ② 地域の医療・福祉等資源を把握し、整理した情報を提供します。
- ③ 小児等の在宅医療の受入れが可能な医療機関・訪問看護事業所の拡大を図るため、研修会や事例検討会等を開催し、医師・訪問看護師の人材育成に取り組みます。
- ④ 関係機関と連携し、電話相談等により、小児等の患者・家族に対して個々のニーズに応じた支援を実施します。
- ⑤ 患者・家族や在宅医療を支える関係者に対して、小児等の在宅医療等に関する理解の促進や負担軽減を図るための取組を推進します。

【目標】

(1) 相談支援

No.	項目	現 状		目 標	
		数値	年次	数値	年次
1	# 8 0 0 0 の一月当たり相談件数	1,875 件	H25	2,500 件	H29
2	小児救急医療啓発事業実施圏域	5 圏域	H25	10 圏域	H29

- 1 群馬県小児救急電話相談事業
※ 目標：平成 29 年度時点の増加推計値
- 2 群馬県地域密着型子どもの救急啓発事業（保護者講習会）
※ 目標：県内 10 医療圏域での実施

(2) 一般小児医療（小児初期医療）

No.	項目	現 状		目 標	
		数値	年次	数値	年次
3	月～土曜日の夜間診療を実施する休日夜間急患センター数	7 か所	H25	9 か所	H29

- 3 県内既設休日夜間急患センター
※ 目標：全センターでの実施

(3) 地域小児科センター（小児二次医療）

No.	項目	現 状		目 標	
		数値	年次	数値	年次
4	二次救急医療対応の空白日があるブロック	0	H25	0	H29

- 4 群馬県小児救急医療支援事業
※ 目標：現在の空白なしの維持

(4) 療養・療育支援

No.	項目	現 状		目 標	
		数値	年次	数値	年次
5	重症心身障害児・肢体不自由児病床数	491 床	H25	511 床	H29

(5) 小児等在宅医療

No.	項目	現 状		目 標	
		数値	年次	数値	年次
6	小児等在宅医療に対応できる医療機関数	93 か所	H25	123 か所	H29
7	小児等在宅医療に対応できる訪問看護事業所数	80 か所	H25	106 か所	H29

- 6・7 群馬県「群馬県小児等在宅医療『病院・診療所・訪問看護事業所』リスト（平成 25 年度）」の掲載医療機関